

2. 組 織

- (1) 特別職の構成
- (2) 組織図
- (3) 事務分掌

2. 組織

(1) 特別職の構成

【議会】

企業団の議会の議員定数は12人で、その議員は、構成市町の議会議員の中から選挙された者で構成されており、議員の任期は、構成市町の議会議員の任期としています。

構成市町の定数は次のとおりです。

〈議員定数〉	太田市	3人
	館林市	2人
	みどり市	2人
	板倉町	1人
	明和町	1人
	千代田町	1人
	大泉町	1人
	邑楽町	1人

【監査委員】

企業団に監査委員3人が置かれており、企業長が企業団議会の同意を得て選任し、その任期は4年と定められています。

【公平委員会】

企業団に公平委員3人が置かれており、企業長が企業団議会の同意を得て選任し、その任期は4年と定められています。

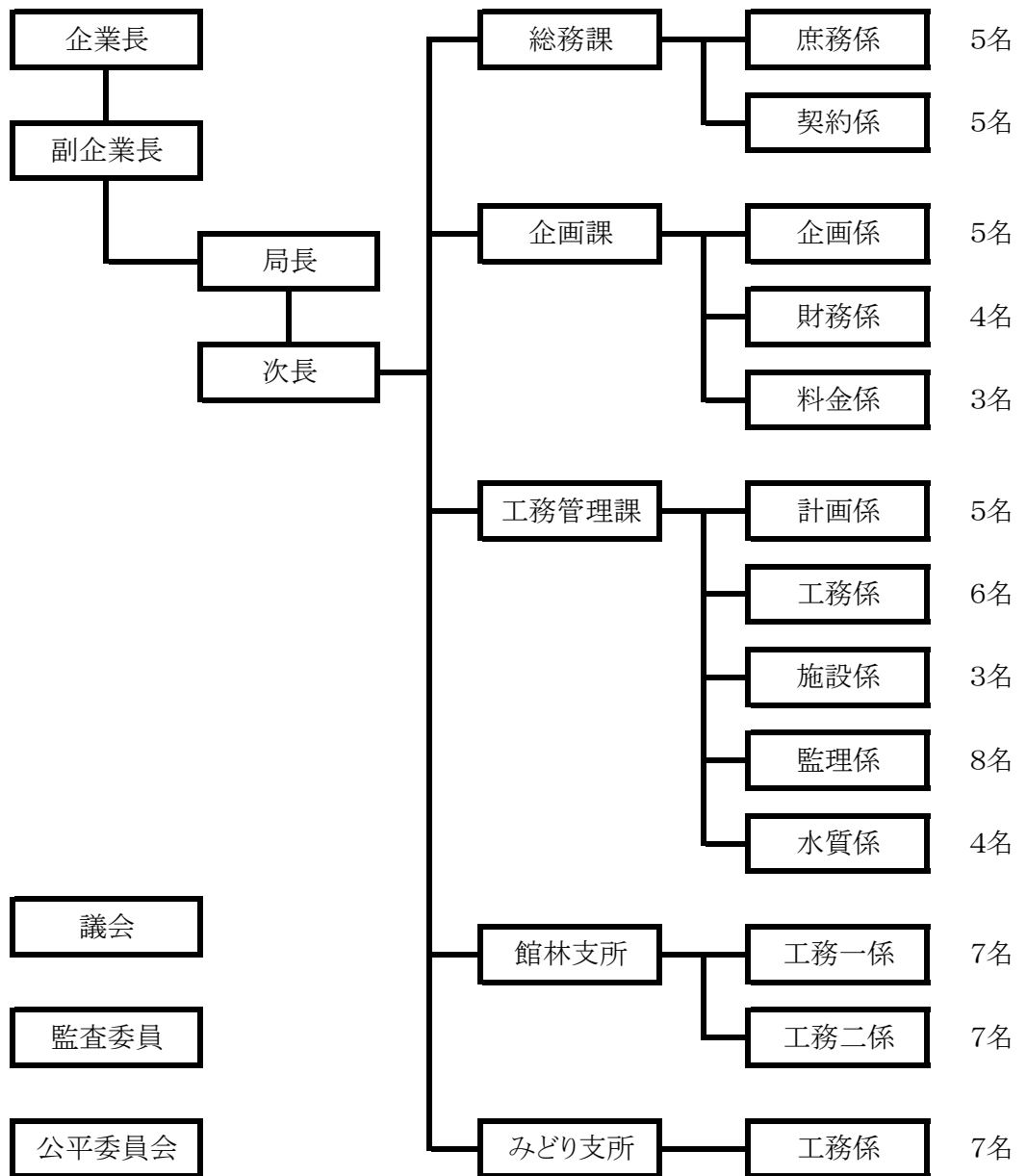
【企業長・副企業長】

執行機関の長として企業長、そして、企業長を補佐する副企業長が3人置かれ、構成市町の長の互選により選任されます。

企業長及び副企業長の任期は、当該構成市町の長の任期としています。

(2) 組織図

(平成30年3月31日現在)



職員合計 76名

(3) 事務分掌

課名	係名	事務概要
総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・条例・規則等に関すること。 ・議会に関すること。 ・監査に関すること。 ・公印に関すること。 ・告示、訓令その他重要な命令に関すること。 ・組織・機構・人事に関すること。 ・職員の人事管理・給与及び福利厚生に関すること。 ・文書事務及びファイリングに関すること。 ・財産管理に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護等に関すること。 ・水道事業の広報等に関すること。 ・日本水道協会、市町村総合事務組合等の団体事務に関すること。 ・構成団体との連絡調整に関すること。 ・労働安全衛生に関すること。 ・他の係の所管に属さないこと。
	契約係	<ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約に関すること。 ・入札指名参加資格者登録に関すること。 ・検査に関すること。 ・その他入札及び契約に関する事務
企画課	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の認可及び申請に関すること。 ・水道事業の総合企画調整及び策定に関すること。 ・用水供給事業受水の計画等に関すること。 ・水道料金改定に関すること。 ・各種統計等に関すること(水道統計、事業年報、PI)。 ・官民連携事業に関すること。 ・危機管理に関すること。 ・情報系ネットワークシステムに関すること。 ・その他企画に関する事務
	財務係	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成・執行及び決算に関すること。 ・財政計画及び資金計画の策定に関すること。 ・出納及び会計事務に関すること。 ・取扱金融機関に関すること。 ・企業債等借入金に関すること。 ・企業会計システムに関すること。 ・たな卸に関すること。 ・その他財務に関する事務

課名	係名	事務概要
	料金係	<ul style="list-style-type: none"> ・営業上の企画及び統計等に関すること。 ・水道料金の調定・徴収・還付に関すること。 ・使用水量等の認定事務に関すること。 ・滞納整理及び給水停止処分に関すること。 ・料金管理システムに関すること。 ・下水道使用料徴収受託事務に関すること。 ・その他営業に関する事務
工務 管理課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ○全域に関する以下の業務 ・課内庶務に関すること。 ・交付金申請に関すること。 ・管路整備計画等の策定に関すること。 ・管路整備関連の支所間総合調整に関すること。 ・浄水施設等整備計画等の策定に関すること。 ・浄水施設等関連の総合調整に関すること。 ・設計・積算業務の総合調整に関すること。 ・地図情報システム等の整備及び保守管理に関すること。
	工務係	<ul style="list-style-type: none"> ○太田市内に関する以下の業務 ・管路整備(交付金)の監理・監督業務に関すること。 ・管路整備(他事業関連等)の設計・積算・監督等に関すること。 ・管路整備に伴う占用(更新)事務に関すること。 ・管路整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・本所内の緊急対応に関すること。 ・その他管路整備事業に関すること。
	施設係	<ul style="list-style-type: none"> ○全域に関する以下の業務 ・浄水施設等更新及び再構築整備の設計・積算・監督業務に関すること。 ・水利権申請等に関すること。 ・施設整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・その他浄水施設等に関すること。
	監理係	<ul style="list-style-type: none"> ○全域に関する以下の業務 ・給水装置業務関連の総合調整に関すること。 ・給水装置の構造及び材質の基準の設定に関すること。 ・給水装置に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・指定給水装置工事事業者の指定及び指導に関すること。 ・第三者委託等に伴う以下の監理業務に関すること。 ・給水装置工事申請に関する受付・審査に関すること。 ・給水装置工事の竣工検査に関すること。 ・占用(更新)事務に関すること。 ・検満メータ交換に関する業務に関すること。 ・量水器の入出庫管理に関すること。

課名	係名	事務概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽水道の管理指導に関すること。 ・消火栓の維持管理に関すること。 ・管路漏水修繕工事に関すること。 ・その他給配水施設に関する事務 ・浄水施設等の運転及び維持管理に関すること。 ・浄水施設等の水圧等の管理に関すること。 ・浄水施設等の修繕等に関すること。
	水質係	<ul style="list-style-type: none"> ○全域に関する以下の業務 ・第三者委託等に伴う以下の監理業務に関すること。 ・水質検査計画の策定に関すること。 ・水質検査及び結果報告に関すること。 ・水質検査機器に関する維持管理・保守点検等に関すること。 ・臨時等の水質検査に関すること。
館林支所	工務一係	<ul style="list-style-type: none"> ○館林市・板倉町・明和町内に関する以下の業務 ・管路整備(交付金)の監理・監督業務に関すること。 ・管路整備(他事業関連等)の設計・積算・監督等に関すること。 ・管路整備に伴う占用(更新)事務に関すること。 ・管路整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・その他管路整備事業に関すること。 ・支所内の緊急対応に関すること。 ・支所内の庶務に関すること。 ・給水装置関連における補完業務に関すること。
	工務二係	<ul style="list-style-type: none"> ○千代田町・大泉町・邑楽町内に関する以下の業務 ・管路整備(交付金)の監理・監督業務に関すること。 ・管路整備(他事業関連等)の設計・積算・監督等に関すること。 ・管路整備に伴う占用(更新)事務に関すること。 ・管路整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・その他管路整備事業に関すること。 ・支所内の緊急対応に関すること。 ・給水装置関連における補完業務に関すること。
みどり支所	工務係	<ul style="list-style-type: none"> ○みどり市内に関する以下の業務 ・管路整備(交付金)の監理・監督業務に関すること。 ・管路整備(他事業関連等)の設計・積算・監督等に関すること。 ・管路整備に伴う占用(更新)事務に関すること。 ・管路整備に伴う地元・関係機関調整協議に関すること。 ・その他管路整備事業に関すること。 ・支所内の緊急対応に関すること。 ・支所内の庶務に関すること。 ・給水装置関連における補完業務に関すること。